

○ 財務省告示第百八十五条
件等を次年五月九日より告示する。政府短期証券（平成十一年大蔵省）に基づき、平成行

二 条二令
件六号
三十
年五
月九
年六
月八
日

國庫短期証券（第一百九十回）

財務大臣 野田佳彦

一 条の法律発行の名称及び記述
名稱及
び根
そ拠

二 用振替法の適行方法
用振
等替
法
の
適

四

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政
債め別つ入札に以を機用一平成、及条、第に一金号法
市る参て札發によ下競闘を振替株び第二關第法一
場も加、と行る争は受け式第一九十九條昭七和
特の者財同「発格付本銀もとい」
別にご務時と行競し行のう。法律第一二十二
參よと大にい（以争て行とと。）
加るに臣行う。下入行とと。）
者発応がわ。下入行とと。）
・行募各れ及一札わする。法律第十項十成び年、法
第へ限國るび価一れ。の規
I以度債入価格とる。そ規
非下額市札格競い入の定。

九	八	七	六	五
振替単位	振替口座簿	口イ	口イ	口イ
振替額	最高額	払	発	方募入法
振替額	低行債額	争非者特國入価込	争非者特國入価	争非者特國入価
振替額	入価・別債札格金	入価・別債札格	行	札格決
振替額	札格第參市發競金	札格第參市發競	札格第參市發競	札格定
振替金	發競I加場行爭額	發競I加場行爭額	發競I加場行爭額	行爭の
振替法	千	円三六四	額	額
振替法	万	千万兆	面	面
振替法	円	三六五	金	金
の規定		百千千	額	額
による振替		四円二	で	で
による振替		億十二	三	四
による振替		千十二	千	兆
による振替		四百三	三百	五
による振替		四千三	五千	千
による振替		四十三	三	三
による振替		万三百	五百	億
による振替		五七	四	円
による振替		百十	十四	億円
による振替			各	申応
による振替			の	割りい

